

「指定代理請求特約」の概要

- この特約を付加することで、被保険者が受取人となる保険金などについて、被保険者自らのご請求できない特別な事情がある場合に、あらかじめ指定された「指定代理請求人」が被保険者に代わって保険金などをご請求できることとなります。
- 従来の代理請求制度では、請求する保険金などの種類によって代理人の要件が異なっていましたが、保険金などのお支払いを迅速に行うため、代理人の要件を一本化しました。
- 被保険者がお受け取りになるすべての保険金などが対象となります。
- 既契約を含むすべてのご契約に付加することができます。
- この特約を付加することで、新たな保険料のご負担はありません。

1. 指定代理請求人による請求

この特約を付加することで、被保険者が受取人となる保険金などについて、被保険者自らのご請求できない特別な事情*がある場合に、あらかじめ指定された「指定代理請求人」が被保険者に代わって保険金などをご請求できることとなります。

*被保険者自らのご請求できない特別な事情

- ① 被保険者が傷害または疾病により、保険金などを請求する意思表示ができない場合
- ② 被保険者が治療上の都合により傷病名または余命の告知を受けていない場合
- ③ 被保険者がその他①または②に準じた状態である場合

2. 指定代理請求人の範囲

ご契約者が被保険者の同意を得たうえで、あらかじめつぎの範囲でご指定いただきます。

- ① 被保険者の戸籍上の配偶者
- ② 被保険者の直系血族
- ③ 被保険者の兄弟姉妹
- ④ 被保険者と同居または同一生計の被保険者の3親等内の親族

※ご請求時に上記の要件を満たしていない場合には、あらかじめ指定代理請求人としてご指定いただいても、ご請求はできません。

※「指定代理請求人」には1名のみご指定いただきます。

※指定代理請求人は、①～③の方であれば、同居または同一生計であることを問いません。

3. 指定代理請求人が不在の場合の取扱

被保険者自らのご請求できない特別な事情がある場合で、かつ、指定代理請求人が不在の場合*には、保険金などの受取人の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合にはその受取人と同居または同一生計の3親等内の親族）が保険金などの受取人の代理人として、保険金などを請求できます。

*指定代理請求人が不在の場合

- ① 指定代理請求人がご請求時においてすでにお亡くなりになっている場合
- ② 指定代理請求人がご請求時において「指定代理請求人の範囲」の要件を満たしていない場合
- ③ 指定代理請求人がご指定されていない場合

4. 指定代理請求特約の対象となる保険金などの種類

- ① 被保険者が受取人に指定されている保険金など
＜具体例＞高度障害給付金、入院給付金、特約介護保険金、リビング・ニーズ特約による特約保険金 など
- ② 被保険者がお受け取りになる保険金など
＜具体例＞被保険者と年金受取人が同一人である場合の年金 など
- ③ 被保険者のご契約者が同一人である場合のご契約者がお受け取りになる保険金など
＜具体例＞ 無事故給付金、生存給付金 など
- ④ ①～③に定める保険金などとともにお受け取りになる金額
＜具体例＞ 契約者配当金 など
- ⑤ 被保険者のご契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

※保険金などの受取人が法人の場合、指定代理請求人のご指定がされなかったものとみなします。
※（新）遺族年金支払特約による年金も対象となります。

5. 保険料

新たな保険料のご負担はありません。

6. その他

この特約を付加されると、既に代理請求指定をされている方が代理請求を行うことはできなくなります。

以上